

民生委員・児童委員証

民生委員・児童委員が相談・支援活動を行う際に身分証明書の提示を求められる機会が増加していることを受け、民生委員・児童委員と要援護者との安全かつ適切な相談環境づくりのため、民生委員・児童委員証を交付することとしました。

(「高知県民生委員・児童委員証交付要綱」 平成 18 年 6 月 22 日施行)

なお、高知市の民生委員・児童委員の身分証は、高知市長から交付されています。

(見本：民生委員・児童委員用)

民生委員・児童委員証	
氏名	かずとよくん
担当地区	高知城
委嘱年月日	平成 18 年 4 月 1 日
有効期限	平成 19 年 11 月 30 日
上記の者は民生委員・児童委員であることを証明します。	
高 知 県 知 事 印	



©やなせたかし

みなさんの生活に関する相談や、困りごとを解決するお手伝いをするぞ。

担当の民生委員・児童委員は、役場や福祉事務所に問い合わせてください。

民生委員・児童委員は、

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉を増進するものです(民生委員法第 1 条)。

民生委員は、児童福祉法第 12 条第 2 項によって児童委員に充てられます。

(見本：主任児童委員用)

民生委員・児童委員証 (主任児童委員)	
氏名	ちよちゃん
担当地区	高知城
委嘱年月日	平成 18 年 4 月 1 日
有効期限	平成 19 年 11 月 30 日
上記の者は民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。	
高 知 県 知 事 印	



©やなせたかし

地域の宝である子どもたちが、元気で健やかに暮らせるように、みんなで力を合わせてまいりましょう。

気軽に声をおかけくださいませ。

主任児童委員は、

民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関する機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助や協力を行います。